

令和8年5月11日

各位

高松市長 大西 秀人

## 入札通知書

次のとおり、指名競争入札（期間入札）を行います。

件名	令和8年度高松市88歳敬老祝品贈呈業務委託	
履行場所	高松市長寿福祉課指定場所	
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで	
関係書類 配布	日時	令和8年5月11日（月）通知時から 令和8年6月5日（金）午後5時まで （注）日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時までに限る。
	場所	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎 2階 長寿福祉課 窓口にて配布 （注）希望があれば郵送でも可
質問締切	令和8年5月20日（水）正午 ※厳守	
入札書等の 提出方法 提出期限 提出先	提出方法	郵送（一般書留又は簡易書留による）又は持参
	提出期間	令和8年6月1日（月）から令和8年6月5日（金）まで （1）持参の場合 上記のうち、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで （2）郵送の場合 上記提出期間の末日の午後5時までに必着
	提出先	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎 2階 長寿福祉課 在宅福祉係
開札	日時	令和8年6月8日（月） 午前10時
	場所	高松市役所 本庁舎2階 長寿福祉課会議室
再度入札	入札書 提出期間	令和8年6月 9日（火）午前9時から 令和8年6月15日（月）午前10時まで
	開札日時	令和8年6月15日（月） 午後1時30分
	開札場所	高松市役所 本庁舎2階 長寿福祉課会議室
入札保証金	免除	
契約保証金	要（ただし、高松市契約規則第24条第4号又は同条第8号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。）	
支払いの条件	完了払（市は適法な請求があつてから30日以内に支払う。）	

## 【提出書類】

- (1) 入札書及び入札書内訳書
- (2) 実績調書

## 【注意事項】

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市期間入札試行要領と高松市期間入札（試行）に関する留意事項、指名競争入札参加者の心得、契約条項及びその他指示事項を遵守の上、必要書類を持参又は郵送すること。
- (2) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいいます。高松市期間入札試行要領及び高松市期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。
- (3) 質問がある場合には、質問締切欄に掲げる期限までに、質問事項を記載した書面をファクシミリで長寿福祉課に提出すること（ファクシミリの番号は末尾に記載のとおり）。
- (4) (3)の質問に対する回答をした場合は、当該質問をした者に通知するほか、入札に先立って、取りまとめて全入札参加者にその内容をファクシミリで通知するものとする。入札参加者は、当該内容を熟知の上、入札しなければならない。
- (5) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項並びに「指名競争入札参加者の心得」による。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載すること。入札金額は整数とすること。なお、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- (7) 開札は、開札日時及び場所にて行う。
- (8) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (9) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。
- (10) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものと

する。

- (11) 落札者が契約締結日までの間において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示403号）による指名停止をされた場合は、契約を締結しないことがある。
- (12) (11)により契約を締結しないこととした場合は、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (13) 契約に当たっては、別紙の契約書により契約を締結する。なお、契約書は、別途指定する期限までに長寿福祉課に提出すること。
- (14) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

#### 【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ)

#### 【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※ 同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出

（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：[naibu.tuho.shinsakai@nifty.com](mailto:naibu.tuho.shinsakai@nifty.com)

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

#### 【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

問合せ先	長寿福祉課 在宅福祉係 古木・丸尾 TEL：087-839-2346 FAX：087-839-2352
------	---